

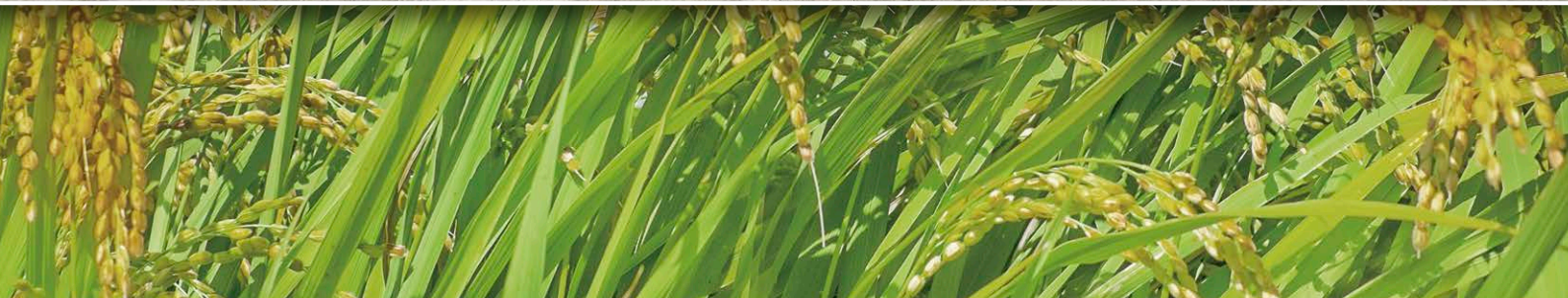
大
館
市

農業委員会 だより

第78号
令和6年2月1日発行



農地パトロール出発式



地域の宝(農地)を守るために



大館市農業委員会

会長 安部 幸美

新年のあいさつを述べる前に、1月1日、北陸地方に甚大な被害をもたらした「能登半島地震」により被災された皆様に対しお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々に衷心より哀悼の意を表します。

昨年を振り返れば、新型コロナウイルスが5類となり、各種イベントが通常開催され、コロナ前に戻ってきたことより笑顔が増えてきたと感じていますが、農業に関しては、春の果樹への霜被害にはじまり、大雨、猛暑等の気象変動により農作物に大きな影響を受けた年であり、特に水稲については、作況は平年並みではあるものの、一等米比率が著しく低下しました。肥料・飼料・ガソリン等の生産資材も高騰し農家経済は厳しい状況となっております。

現在、政府は食糧安全保障の強化に向けて「食料・農業・農村基本法」の改正及び関係施策の具体化に向け検討を進めています。

農業者が期待の持てる農業政策を期待するとともに、農業者の声が反映される基本法になるように、我々、農業委員会も活動して参ります。

また、地域計画(目標地図)の作成にあたり、地域の方々や関係機関と連携し農地の確保と有効利用、農地等の利用の最適化、担い手の育成・確保に向けて農業者の代表として地域の課題解決への取り組みを、農業委員、農地利用最適化推進委員が丸となって努めてまいりますので、これまで通り、皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

本年が皆様にとって良い年となる事をお祈りし、年頭のあいさつといたします。

大館市賃借料情報

令和5年1月から令和5年12月までに締結(公告)された農地の賃貸借の賃借料水準(10a当たり)は、次のとおりです。賃借の際に参考としてください。

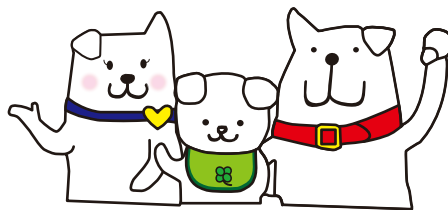
◆【田の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
大館	9,997円	12,000円	5,800円	396
積迎内	9,083円	13,000円	5,220円	265
長木	9,566円	12,000円	3,000円	117
上川沿	8,498円	11,600円	8,000円	86
下川沿	10,984円	16,047円	3,867円	304
真中	9,398円	15,000円	4,833円	464
二井田	9,382円	15,000円	4,000円	234
十二所	4,258円	8,000円	1,933円	162
花矢	7,508円	11,600円	5,000円	178
比内地域	7,028円	11,600円	3,000円	737
田代地域	8,425円	12,000円	2,900円	498
(参考)市全域平均	8,577円	-	-	3,441

◆【畑の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
市全域	5,748円	10,053円	2,123円	54

- ・データ数は、集計に用いた筆数です。
- ・物納の場合、米1俵(60kg)当たり11,600円で算定しています。
- ・この数値は、参考として情報提供するものであり、実際の賃借料は、農地の条件等により異なります。
- ・田の部の「市全域平均」の額は、各地区の平均値をデータ数に基づき加重平均した数値です。
- ・「畑」には、樹園地を含みます。



農地パトロールを実施

遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策や、農地の違反転用の防止・早期発見を目的に、8月24日、比内公民館で農地パトロール推進会議と出発式を行い、調査期間を8月24日から9月22日までとして、各地区で集中的に農地の利用状況調査を行いました。

この調査で遊休農地、又は遊休農地の恐れがある農地の所有者へ「農地利用意向調査」を行い、今後の農地の利活用をどのように考えているか実態把握することとしています。

後継者不足など、農業経営の分岐点を迎えている現状ですが、私どもの使命である遊休農地の発生防止・解消対策、違反転用発生防止対策に今後も取り組んでまいります。農業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。



(農地パトロール報告・検討会)



(紙地図とタブレットを活用し現地確認)



(農地パトロール推進会議)

水稲作柄調査

8月24日、市内5カ所の圃場で水稲作柄調査を行いました。各委員が圃場の中に入り、めんこいなや五百川など品種毎の穂の実り具合などを目視で確認しました。

調査終了後の検討会では、北秋田地域振興局の講師から、「7月中旬以降30度を超える日が続いている。生育状況は8月18日現在、平年並みである。今後も猛暑日が続く」と

高温登熟による白未熟粒の発生が懸念されることから、毎日の水管理を徹底し、かけ流しを実施して欲しい」と説明がありました。

最後に、阿部重信農業振興小委員長が各委員から意見をまとめ、収量は多いかもしれないが、品質に期待できないことから「平年並み」とすることで検討会が総括されました。



(水稲の作柄調査)



農地を相続したら届出を

相続で農地を取得した時は、農業委員会に届出することになっています。忘れずに農業委員会事務局まで届出をお願いします。

転用の相談は農業委員会へ

農地に住宅を建てたい
たとえば・・・ 農地に工場を建設したい
農地を駐車場にしたい
こんな場合には、「**転用許可**」が必要です。

令和5年度 秋田県農業委員会大会

例年、秋田県種苗交換会期間中に開催される「秋田県農業委員会大会」が、今年度は、11月4日に潟上市の「潟上市市民ホール」で開催されました。

秋田県内の農業委員と農地利用最適化推進委員が参加し、食料安全保障の確立に向けた持続可能な農業・農村を創るための政策提案や「農地利用最適化活動の

見える化」と「地域計画（人・

農地プラン）の策定・実行」の推進に関する申し合わせ決議が満場一致で承認され、大会決議事項を速やかに政府や県選出国会議員並びに関係当局へ要請するなど、確実な実現を目指す実行方法の発言もありました。

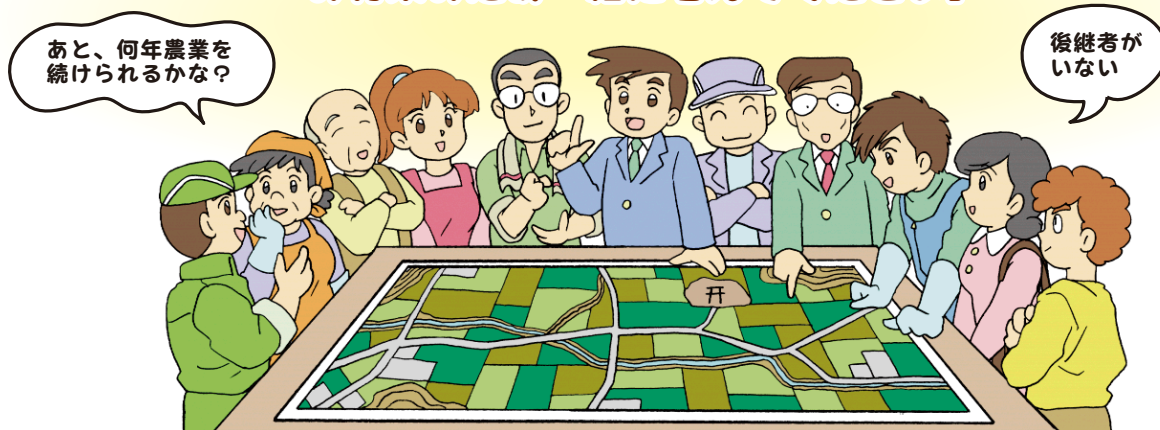
このように、これからも農業を守るために農業委員会が一致団結して、ひとつひとつ活動して参ります。



～地域計画(目標地図)の作成にご協力願います～

- 農業者や地域のみなさんの話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。おおむね10年後を見据え、担い手を含め、農地所有者、地域住民なども交えて、話し合うことが重要です。特に今後、地域で営農又は生活していく後継者などの若い方や女性の参加が大切です。
- 担い手がない地域では、地域計画（目標地図）にその旨を記載し、地域外から新たに農業を担う者を地域に呼び込むために活用しましょう。
- 地域計画（目標地図）の作成には、地域農業者の声を把握することが重要です。令和6年度中の完成を目指していますので、これから始まる集落座談会へ、たくさんの参加をお願いします。

「他人ごとではありません。地域農業の将来のため一緒に考えてください」



相続登記制度が新しくなります！

●相続登記が義務化されます（令和6年4月1日開始予定）

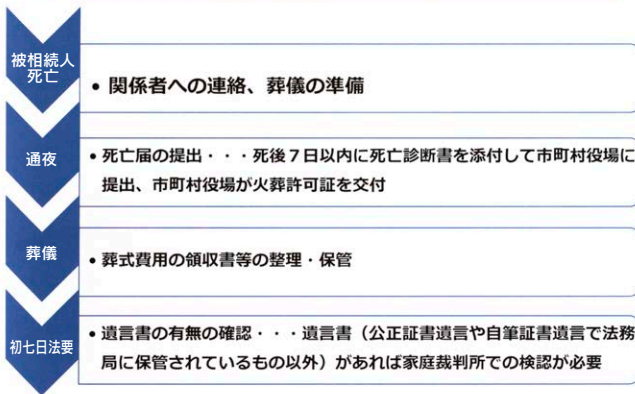
所有者が亡くなっても「相続登記」がされていないため、登記簿を見ても所有者が分からず、災害の復興等様々な取引を進められない問題が起きています。

この「所有者不明土地問題」を防ぐための相続登記が義務化されます。

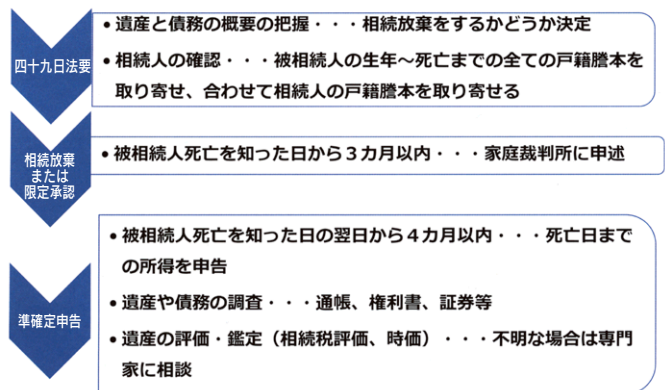
- ・相続登記の申請については、制度スタートから3年間の猶予期間があります。
- ・新しい制度では、正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。
- ・相続人の中で遺産分割の話し合いが難しいような場合は、ひとまず、今回新たに作られた「相続人申請登記」を利用して、不動産を相続する者が法務局に対し申告することで義務を果たすこともできます。

※相続登記について不明な点がある場合は、法務局や登記の専門家である司法書士会などにご相談ください。

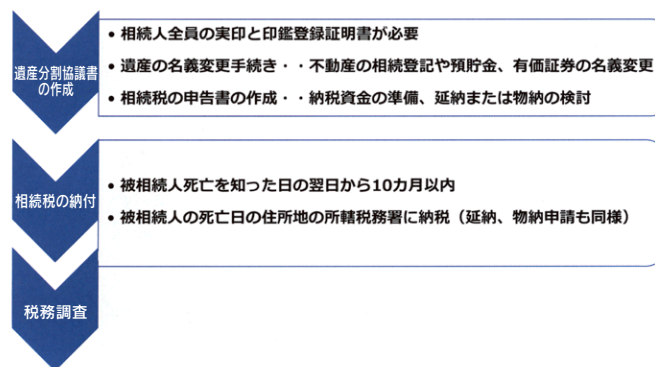
【参考】相続開始後のスケジュール①



【参考】相続開始後のスケジュール②



【参考】相続開始後のスケジュール③



相続した土地を国が引き取る制度がスタートしました

●相続土地国庫帰属制度（令和5年4月27日開始）

所有者不明土地の発生を防止するため、一定の要件をクリアすることで、承認され土地を国が引き取る制度。農地は、原則20万円負担金を納付することで、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする。（ただし、農用区域内や土地改良事業の施行区域内の農地などは、面積区分ごとに算定される。）

（国が引き取らない土地、例として）

- 建物がある、土壤汚染されている、担保権や使用収益権が設定されている、他人の利用が予定されている、境界が明らかでない土地などは、申請することができない。
- 一定の勾配や高さの崖がある、阻害するものが地上にある土地などは、承認を受けることができない。

申請先は、秋田地方法務局大館支局となります。

農業法人ですが農業者年金に加入できますか？

株式会社

- 株式会社の場合は厚生年金に加入することになります。農業者年金の加入要件は国民年金（第1号）なので、厚生年金である株式会社の人は**加入できません**。

年間 60 日以上農業従事
国民年金第 1 号被保険者
20 歳以上 65 歳未満



農事組合法人

- 農事組合法人の場合、収益分配が**従事分量配当制**だと農業者年金に**加入できます**。
- ちなみに・・・農業者年金へは、自分の農地を持っていなくても、農業に従事していれば加入できます。
- 農業法人で農業している人はぜひ農業者年金に加入してください。

つまり、
この条件を満たしてさえ
いれば誰でも農業者年金
に加入できるのです。

注意

『国民年金基金(旧みどり年金含む)』と『iDeCo』に加入中の人は**注意が必要です！** この二つは**途中脱会ができません**。
そして**農業者年金との重複加入もできません**。

もしもこのどちらか、または両方に加入している人が農業者年金に加入したら、その時点で資格を失い、脱会扱いになります。しかも、脱会扱い後も口座管理費が引き続き発生しているので注意が必要です。農業者年金に加入する前に、国民年金基金や、iDeCo に加入していないか今一度ご確認をお願いします。

なお、農業者年金は途中脱会ができます！どの年金にするか検討中の方は、まずはいつでも辞められる農業者年金に加入してください。『国民年金基金』と『iDeCo』へはいつでも乗り換えできます。

**全国農業
新聞**

電子版の試し読みは
農業委員会まで！



発行日：毎週金曜日

購読料：新聞本紙＝月額700円(税込) ※新聞本紙はもちろん電子新聞も閲覧可能
電子新聞＝月額500円(税込) ※電子新聞のみ閲覧

見本紙のご用命、購読のお申込み、ご相談は、大館市農業委員会で受け付けています。
電子新聞のお申し込みは、全国農業新聞ポータルサイト「あくりオンライン」で受け付けています。
メールアドレス：gyoumu@nca.or.jp



ホームページアドレス

<https://www.nca.or.jp/shinbun/>

← QRコードはこちら



あくりオンラインアドレス

<https://agronline.jp/>

← QRコードはこちら